

広報



特集
P 2

都市の未来図を描く

News
P 4

令和4年6月から一部制度が変わります 児童手当制度のご案内

News
P 6

3月・4月に住所を異動する皆さんへ 市本庁舎市民課窓口の混雑緩和にご協力を

ドローン操縦 上手にできたよ♪



※撮影のため一時的にマスクを外しています

表紙 誠之小学校の6年生がプログラミング学習の一環として、ドローン操作を体験しました。(1月17日)

税理士法人 心

相続・税務申告・税務顧問・税務調査・会社設立 他

相続税額 無料診断サービス

※費用には別外や変更もありますので詳しくはホームページをご覧ください ※主たる事務所は名古屋税理士会所属 ※本広告は令和4年1月時点のものです

津駅
0.5分

近鉄四日市駅
1分

松阪駅
1分

名古屋駅
2分

松坂屋
名古屋店内
(栄駅5分)

他の事務所 東京駅・池袋駅・横浜駅・千葉駅・柏駅・太田川駅・豊田市駅・岐阜駅・大阪駅・京都駅 近

相続税は申告期限があるため お早めにご相談ください！

相続税申告が必要かご不明な方もお気軽にご相談ください

相談料 0円 相続税 申告費用 13万2,000円(税込)~
※遺産の総額・内容、申告時期、相続人の人数等により異なります。

総合受付 夜間・土日祝相談可(要予約) 平日 9時~21時 受付
土日祝 9時~18時
(12/31~1/3は除く、大型連休中の休業や遅延
休業もございます。詳細はHPをご覧ください)
0120-240-338 <https://www.kokoro.tax>



広報津

No 386

3/1

令和4年(2022年)

広告掲載欄

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

都市の未来図を描く



問い合わせ 事業調整室 ☎229-3134 FAX229-3345
 都市政策課 ☎229-3183 FAX229-3336

都市の交通体系の骨格形成と国道23号の渋滞解消のために、志登茂川河口架橋の建設に向けて設計や測量が始まりました。また、津駅周辺道路空間の検討と大門・丸之内地区の未来ビジョンづくりにより、中心市街地の未来に向けた検討を進めます。

令和4年度予算案 500万円

大門・丸之内地区の未来ビジョンづくり (都市拠点再生推進事業)

今年4月下旬に「ホテル津センターパレス」がオープンするなど、津センターパレスを含む大門・丸之内地区の姿が大きく変わろうとしている今、中心市街地の新たな将来像、いわゆる「未来ビジョン」づくりに向けて、都市計画の視点から基礎調査などの取り組みをスタートさせました。地域の関係者の皆さんと連携してまちづくりを進めていきます。



<<今後のスケジュール>>

令和4年度…

- 未来ビジョンの策定
- エリアプラットフォームの構築

令和5年度以降…

- 未来ビジョンに基づくまちづくりの展開



《津市負担金》
 令和4年度予算案 700万円

志登茂川河口架橋(第3の江戸橋)

志登茂川河口に都市計画道路河芸町島崎町線の事業として、江戸橋、新江戸橋に続く、第3の江戸橋が計画されています。令和3年度から三重県が事業認可に向けた調査・設計に着手しました。

<<今後のスケジュール>>

- 令和4年度以降…都市計画決定の変更手続き
- 令和5年度以降…事業認可





津駅周辺道路空間検討の取り組み

津駅周辺のビルや駅前広場の姿が今の形になって約半世紀。車両の出入りや歩行者の回遊など、駅周辺の道路空間の利用状況が変化してきました。

津駅東口が国道23号に近接しているという特徴に着目し、駅とも直結する集約型の公共交通ターミナルの導入による新たな交通結節点づくりを念頭に、昨年度から県とともに「津駅周辺道路空間検討会」を設置し、今年度からは国・県・市が連携して検討しています。また、同時に津駅西口の再整備に向けた調査を津市で進めています。



大谷踏切

拡幅工事中



幅2.5mの踏切を11mに拡幅する工事を進めており、令和6年度の開通予定です。



江戸橋



志登茂川の河川改修事業により江戸橋が新しく架け替えられ、令和元年度に供用を開始しました。



都市計画道路 河芸町島崎町線



栗真町屋町の海岸堤防と都市計画道路河芸町島崎町線が一体整備され、平成27年度に供用を開始しました。



新江戸橋

国道23号の新江戸橋は、昭和33年(下り車線)と昭和50年(上り車線)に架けられました。



令和4年6月から一部制度が変わります 児童手当制度のご案内



問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451

児童手当と特例給付(以下「児童手当等」)は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健やかな成長に資するため、中学卒業までの児童を養育している保護者に手当を支給する制度です。児童手当等を受けるためには市への申請が必要です。ただし、公務員は職場での申請になります。

対象・支給額など

対象 中学3年生まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

支給時期 原則として、6月・10月・翌年2月にそれぞれの前月分までの4カ月分を支給

支給要件

- 原則、児童が国内に住んでいる場合に支給(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象)
- 父母が協議離婚中などにより別居している場合

- は、児童と同居している人に優先的に支給
- 父母が海外に住んでいる場合は、その父母が国内で児童を養育している人を指定すればその指定者へ支給
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に支給
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則、施設の設置者や里親などに支給

支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童	児童手当 (所得制限限度額未満の人)	特例給付 (所得制限限度額以上で 所得上限限度額未満の人)	所得上限 限度額以上の人	
3歳未満	1万5,000円	5,000円	支給なし	
3歳以上 小学校修了前	第1子・2子			1万円
	第3子以降			1万5,000円
中学生	1万円			

今年6月から、
所得上限限度額
が設けられます

詳しくは次ページを
ご覧ください

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

変更があったときは届け出を

次のような場合は必ず届け出をしてください。

- 児童を養育しなくなったとき
- 受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき
- 国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から父母指定者の指定を受けるとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- 受給者が離婚したとき、または配偶者を有することになったとき

- 新たに児童が生まれたとき
- 受給者・児童が死亡したとき
- 手当を受給する支払金融機関に変更があったとき

減額などの届け出を忘れ、児童手当等を受給してしまった場合、返還が必要となりますので、必ず手続きをお願いします。手続きが必要かどうかご不明な場合は、お問い合わせください。

申請は出生や転入(転出予定日)から15日以内に

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入日(転出予定日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
※申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受けることはできません。

とはできません。

申請場所 こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所 ※アストプラザオフィス、久居アルスプラザ内市民サービスコーナーでは受け付けできません。

令和4年6月から児童手当制度が一部変更になります

現況届が不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかを確認するものです。津市では、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が不要(右記の場合を除く)となります。

以下の場合には引き続き現況届の提出が必要です。

- 支給要件児童の戸籍がない場合
- 離婚協議中で配偶者と別居している場合
- 配偶者からの暴力などにより避難しており、住民票の所在地が津市と異なる場合
- その他、津市から提出の案内があった場合

特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

今年6月分の児童手当等以降(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が以下の所得上限限度額以上の場合、特例給付が支給されなくなります。

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※所得税法上の同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族がいる人の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

※扶養親族が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を越えた1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

所得上限限度額以上となり受給資格を喪失し、翌年度以降の所得が限度額を下回った場合は認定請求書の提出が必要です。



児童手当等における主な所得の範囲と計算方法

所得額

- 総所得
- 山林所得
- 退職所得(総合課税)
- 土地等にかかる事業所得等
- 長期譲渡所得(分離課税)
- 短期譲渡所得(分離課税)
- 先物取引にかかる雑所得
- 条例適用利子や配当等
- 特例適用利子や配当等

控除額

- 雑損控除額
- 医療費控除額
- 小規模企業共済等掛金控除額
- 障害者控除27万円(特別40万円)
- ひとり親控除(35万円)
- 寡婦控除(27万円)
- 勤労学生控除(27万円)

8万円

施行令に定める控除額

算出された額が所得上限限度額を超えていない人に児童手当等を支給

令和4年3月31日(木)締め切り 子育て世帯への臨時特別給付金の申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。以下の対象児童の保護者等は申請が必要ですので、期限までに申請してください。申請方法など、詳しくは津市ホームページをご覧ください。



対象児童	申請期限	支給額
<ul style="list-style-type: none"> • 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(児童が高校生等のみの世帯) ※既婚者を除く • 平成18年4月2日～令和3年8月31日生まれの公務員や、児童手当未申請の保護者の児童 • 令和4年3月31日までに生まれた児童 ※3月下旬に出産予定の人は事前にお問い合わせください。	令和4年 3月31日(木) ※郵送の場合 は消印有効	対象児童 1人当たり 10万円

※支給対象者の令和2年分所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合や、既にこの給付金を受給した児童分は支給対象外

問い合わせ 子育て世帯への臨時特別給付金担当 ☎229-3403 📠229-3451

3月・4月に住所を異動する皆さんへ

市本庁舎市民課窓口の混雑緩和にご協力を

問い合わせ 市民課 ☎229-3144 FAX 221-1173

3月・4月の異動シーズンは住所の異動などで窓口が大変混雑します。市本庁舎のほか、以下の窓口でも住所異動届、住民票・戸籍関係証明書の発行や印鑑登録・証明書の発行ができますので、ぜひご利用ください。

各窓口の開庁時間

窓 口		開庁時間
市本庁舎市民課		
総合支所	久居(市民課)、河芸・芸濃・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉(市民福祉課)	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝・休日を除く)
出張所*1	一身田・神戸・高茶屋・榎原・栗葉・千里ヶ丘・波瀬・家城・大三・倭・八ツ山・竹原・太郎生・伊勢地・八幡・多気・下之川	
	高野尾・大里・白塚・栗真・安東・櫛形・片田・藤水・雲出	月～金曜日 9時～16時 (祝・休日を除く)
アストプラザオフィス*1		月～金曜日 8時30分～20時 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時
久居総合支所市民課 時間外証明書発行等窓口*1		月～金曜日 17時15分～20時 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時

*1 外国籍の人を含む世帯の住所異動は取り扱っていません。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードが利用できる窓口

窓 口	届け出内容		
	転出*2	転居	転入
市本庁舎市民課、 各総合支所市民福祉課(市民課)	○	○*3	○*3
各出張所、 アストプラザオフィス、 久居総合支所市民課時間外証明書 発行等窓口	○	△*4	×*5

*2 転出証明書は発行されませんので、新しい住所地で転入届を行う際は、必ずマイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちください。

*3 平日8時30分～16時30分の取り扱いとなります。なお、更新時間により当日の住所の書き換え手続きができない場合があります。

*4 マイナンバーカード・住民基本台帳カードの住所の書き換え手続きは取り扱っていません。市本庁舎市民課または各総合支所市民福祉課(市民課)の窓口で手続きしてください。

*5 転出証明書が発行されている場合は手続きできます。ただし、マイナンバーカード・住民基本台帳カードの取り扱いは*4と同じです。

アストプラザオフィスと久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口

休日窓口の一部業務を休止

システム更新に伴い、アストプラザオフィスと久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口の一部業務を以下のとおり休止します。ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

休止日 **3/5** **6** **19** **20** **21** 月・祝

休止する業務 転入・転出・転居などの住民異動届の受け付け、住民票および税関係の各種証明書の発行、印鑑登録・証明書の発行、母子健康手帳の交付

利用できる業務 戸籍関係証明書の発行(戸籍の届け出から1～2週間程度は発行できない場合があります)、収納(納付書持参の場合のみ)

※マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスは利用できます。詳しくは津市ホームページをご覧ください。

※婚姻届や出生届などの戸籍の届け出は、市本庁舎および各総合支所夜間休日窓口にて受け付けています。



問い合わせ

アストプラザオフィス
久居総合支所市民課

☎222-2525

FAX 222-2526

☎255-8824

FAX 256-0109



申請をお忘れなく

不妊治療費・不育症治療費助成申請

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3158 FAX229-5001

令和3年度に治療が終了した保険適用外の特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、男性不妊治療費、一般不妊治療費(人工授精)、不育症治療費の助成申請期限は、治療が終了した日を含めて60日以内です。

※やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書が必要です。ただし、治療が終了した日の属する年度内の申請に限りますので、令和4年1

月31日以前に終了した治療は令和4年3月31日(木)までに申請してください(郵送の場合は、簡易書留郵便利用で3月31日(木)消印有効)。

※令和4年度から不妊治療が保険適用となることに伴い、不妊治療費助成制度も変更となる予定です。手続きや内容については、津市ホームページで随時お知らせします。



一定以上の所得がある人の窓口負担割合が変わります

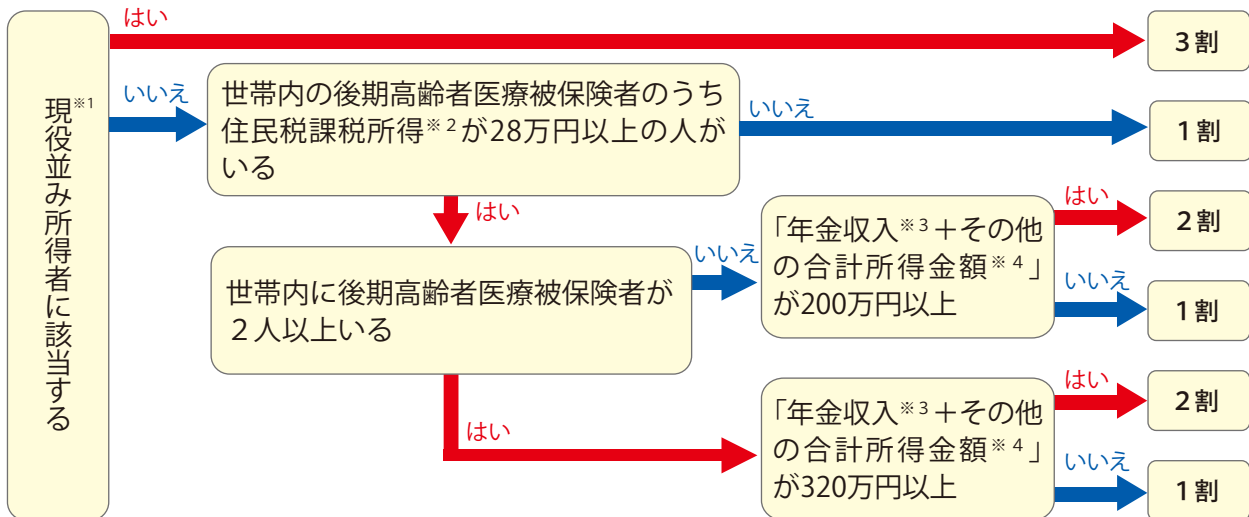
後期高齢者医療制度

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001

今年10月1日から一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者(現役並み所得者*1を除く)は、窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合は後期高齢者被保険者の住民税課税所得*2や、年金収入*3をもとに世帯単位で判定しますので以下のフロー

チャートでご確認ください。制度改正については、厚生労働省の「後期高齢者窓口負担割合コールセンター(☎0120-002-719、月~土曜日9時~18時、祝・休日を除く)」にお問い合わせください。

窓口負担割合判定フローチャート



- ※1 「現役並み所得者」とは住民税課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※2 「住民税課税所得」とは個人市民税・県民税納税通知書の「課税所得金額」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除)を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。
また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。

お知らせ

出国転出するときの 個人住民税手続き

市民税課
☎229-3130 FAX229-3331

個人住民税は、1月1日(賦課期日)現在の住所地で課税するため、年の途中で転出してもその年の個人住民税は、津市に納めることとなります。特に国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の選任が必要になる場合がありますので、「納税管理人申告書」に必要事項を記入し、市民税課へ提出してください。また、津市に再転入した際も納税管理人の廃止のため同申告書の提出が必要です。

- 1月1日から納税通知書が送付されるまでに出国する人…納税管理人の選任が必要
- 納税通知書が送付された後に出国する人…以下の表のとおり

納付方法		納税管理人の選任
個人納付	全額納付済み	不要
	納めていない税金がある	必要
公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)		必要
給与からの引き落とし(給与特別徴収) ※出国後も個人住民税が会社の給与から差し引かれる場合や退職時に全額を一括で納めた場合を除く		必要

納税管理人の届け出がないと

納税通知書が津市に返送されるなどの理由で届かないため公示送達*を行います。公示送達後、納期限までに納付されないと、督促手数料と延滞金が加算されますので、必ず納税管理人の届け出を行ってください。

*市役所の掲示場に一定期間掲示し、その期間が経過したときに書類の送達がされたとみなす制度

3月31日(木)までに手続きを 軽自動車・バイクなどの廃車

市民税課
☎229-3129 FAX229-3331

軽自動車やバイクは、4月1日時点で車両を所有している人に、1年分の税金がかかります。3月31日までに廃車手続きをしないと、引き続き課税されるのでご注意ください。

また、二輪車を所有し、譲渡や転出などによりその車両が県外に異動した人は、運輸支局での名義変更の手続きだけでなく、市役所へ申告書を提出する税止めの手続きが必要です。なお、軽自動車税種別割の税率(年額)については、広報津12月1日号をご覧ください。か、市民税課へお問い合わせください。

車両の種類	手続き場所・問い合わせ
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車	市民税課(☎229-3129)または各総合支所市民福祉課(市民課)
軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪自動車(250cc超)	中部運輸局三重運輸支局(雲出長常町1190-9、☎050-5540-2055)
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会三重事務所(雲出長常町1190-1、☎050-3816-1779)

男女共同参画情報紙つばさ 第32号を発行

男女共同参画室
☎229-3103 FAX229-3366

男女が支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり、男女共同参画社会の実現をめざし、公募の編集スタッフと共に作成しています。

内容

- 津市男女共同参画室ってどんなところ?
 - 男女共同参画川柳
 - 令和3年度津市男女共同参画フォーラム など
- ※広報津3月1日号と同時期の回覧のほか、津市ホームページからもご覧いただけます。



転出・転居により住まいが 空き家になる人へ

環境保全課
☎229-3398 FAX229-3354

空き家の管理は所有者の責任です。転出・転居により、住まいが空き家となる場合は、建物や門扉を施錠し、定期的な敷地内の除草や庭木の剪定(せんてい)を行いましょう。建物の状態についても確認し、破損等の異常があれば、修繕するなどの対応をお願いします。

また、利用する予定がない空き家は賃貸や売却等の利活用、老朽化などで管理が困難な空き家は取り壊しや土地の利活用を考えましよう。

3月1日～7日は 春の建築物防災週間

建築指導課
☎229-3187 FAX229-3336

建物やブロック塀の適切な維持保全は、思わぬ事故を防いだり、災害時の被害を軽減したりすることにつながります。この機会に所有している建物やブロック塀の安全性を再確認し、安心して生活できる空間の確保を目指しましょう。

一人親家庭等に 小学校入学祝品を支給

こども支援課
☎229-3155 FAX229-3451

対象 市内に在住の一人親家庭等で、4月に小学校へ入学する子どもと生計を共にする養育者
支給内容 図書カード5,000円分(5月下旬以降に郵送)

申請方法 津市福祉医療費受給資格証(一人親家庭等)の写し、児童扶養手当証書(児童扶養手当全額支給停止の人は支給停止通知)の写し、戸籍謄本(原本)のいずれかを持参し、こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)窓口へ

申請期間 4月1日(金)～5月6日(金)必着



募 集

大門・丸之内地区まちづくりセミナー

都市政策課

☎229-3183 ☎229-3336

大門・丸之内地区の未来ビジョンづくりに向けて、まちづくり先進地の事例紹介など、Zoomを使ったオンラインセミナーを開催します。詳しくは津市ホームページをご覧ください。

と き 3月22日(火)14時～15時

定 員 100人程度

申し込み 津市ホームページから

※受け付け後、セミナーの詳細を送付します。

締め切り 3月17日

(木)



や労働条件など、詳しくは津市ホームページをご覧ください。



就農支援「市民農業塾」

農林水産政策課

☎229-3172 ☎229-3168

新たに農業を始めたい人や農業法人などへの就職を希望する人、農作物を栽培して販売したいと思う人を対象に、プロの農業者が露地栽培・ハウス栽培の実習や土壌作りなど農業全般に関する座学を行います。

と き 4月～来年3月の隔週土

曜日8時(秋冬期は9時)～11時

と ころ 垂水地区の農地

対 象 市内に在住の20～64歳

定 員 12人(書類選考あり)

費 用 1万円(資料代などを含む)

申し込み 直接窓口または電話で

農林水産政策課へ

締め切り 3月23日(水)



メンタルヘルス相談

商業振興労政課

☎229-3114 ☎229-3335

仕事がうまくいかない、職場の人間関係で悩んでいるなど、悩みや不安のある人は、一人で悩まず気軽にご相談ください。専門の産業カウンセラーがお答えします。

と き ①毎月第2金曜日18時～20時 ②毎月第4水曜日18時30分～19時30分 ※祝・休日、年末年始を除く

と ころ サン・ワーク津

対 象 市内に在住・在勤の勤労者

定 員 ①2人 ②1人(50分程度)

申し込み 前日までに電話で商業振興労政課へ

会計年度任用職員の登録

人事課

☎229-3106 ☎229-3347

津市では、会計

年度任用職員とし

ての任用を希望す

る人を対象に、候

補者登録を随時行っています。詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

募集職種 事務、保育士、保健師など



放課後児童クラブ支援員等

教委生涯学習課

☎225-7172 ☎228-4756

放課後児童クラ

ブは、保護者が労働

などにより昼間

家庭にいない小学生を対象に、放課後などに安全で充実した生活を送るお手伝いをしています。

支援員等を募集しているクラブ



森林セラピーイベント参加者募集

淡墨桜と新緑のウォーク

美杉町竹原には2本の淡墨桜があります。昼食時に立ち寄る淡墨桜からは、対面の山裾に立つもう



1本の淡墨桜を見ることができます。

と き 3月25日(金)10時30分～15時

と ころ 美杉町竹原地内

定 員 先着50人

費 用 1,500円(昼食代、保険料を含む)

申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ

申込期間 3月4日(金)～18日(金)

おまかせ！セラピー 桜とスプリングエフェメラル(春の妖精)をたずね三多気を歩く

三多気の桜の細道を春の草花(スプリングエフェメラル)を見ながら歩きませんか。木々が芽吹く蔵王公園で、風の音や鳥のさえずりを聞きながらゆったりと心を開放しましょう。

と き 4月6日(水)9時30分～15時

と ころ 三多気蔵王コース(三多気の桜中腹駐車場集合)

定 員 先着10人

費 用 4,000円(昼食代、保険料を含む)

申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ

申込期間 3月14日(月)～25日(金)

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 ☎272-1119



お知らせ

三重県最低賃金の改定

三重県最低賃金(時間額)は、昨年10月1日から902円になりました。この最低賃金は、年齢やパート、アルバイトなどの雇用形態を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

また、特定の産業に該当する事業場で働く労働者に適用される特定(産業別)最低賃金が、12月21日から次のとおり改定されました。

業種	最低賃金(時間額)
ガラス・同製品製造業	923円
電線・ケーブル製造業	942円
電気機械器具製造業	927円
輸送用機械器具製造業	962円

最低賃金の引き上げに対応して、中小企業支援のための業務改善助成金制度等の相談窓口として、働き方改革推進支援センター(☎0120-111-417)を設けていますので、ご活用ください。

☎三重労働局賃金室(☎226-2108)

ご存知ですか？人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、地域の皆さんからの人権相談を受けたり、啓発活動を行ったりしています。1月1日付で以下の9人が委嘱され、現在津市では21人が人権擁

護委員として活動しています。

地域	人権擁護委員(敬称略)
津	河邑 洋子
	倉田 幸夫
	田中 敦子
	豊田 芳夫
久居	中里 美枝子
	本多 民子
河芸	氏本 登
芸濃	村林 眞知子
安濃	田中 壽樹

☎津地方法務局人権擁護課(☎228-4193)

協会けんぽ保険料率変更

3月分(4月納付分)から三重支部の健康保険料率は9.81%から9.91%に引き上げ、全国一律の介護保険料率は1.80%から1.64%に引き下げとなります。

☎全国健康保険協会三重支部(☎225-3317)

募集

武道教室(4月～9月)

種目	受講料(半期分)
柔道・剣道・空手道・太極拳・弓道・なぎなた(各40回程度)	1万5,300円
空手道・居合道・太極拳・合気道(各20回程度)	1万1,300円

☎三重武道館 対小学1年生以上(合気道は小学4年生以上、弓道は中学生以上)

☎3月1日(火)～31日(木)9時～17時15分に、三重県武道振興会

事務局(メッセージング・みえ1階)にある所定の申込用紙に必要事項を記入し、同会事務局へ(日曜日、祝・休日を除く)

☎同会事務局(☎229-2100)

太極拳初級講習会(無料体験可)

とき	ところ	費用
半年コース 4月～9月の毎週 木曜日19時～21時	橋南市民センター、 橋南会館	1万1,000円
1年コース 4月～来年3月の 第1・3土曜日10時～12時	橋南市民センター、 橋南会館	1万1,000円
河芸教室 4月～来年3月の 月曜日10時30分～12時(月2回)	河芸体育館	9,000円

※費用はいずれも入会金1,000円を含む

☎3月31日(木)までに電話またはファクス、Eメールで日中友好協会三重県連合会(☎246-8580、FAX 226-7086、✉tsu-taikyoku@mie-eiga.co.jp)へ



かけっこ教室

☎3月25日(金)10時～11時15分
☎安濃中央総合公園内体育館 対市内に在住・在学の小学生 定員30人 費500円

☎3月7日(月)～18日(金)に所定の申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクスで安濃中央総合公園内体育館(〒514-2325 安濃町田端上野818、FAX 268-3220)へ

☎三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ(☎268-0100)

津市民テニスコート 令和4年度春季スクール

☎津市民テニスコート

☎各申込期間の9時～21時に津市民テニスコート(☎269-5533)へ

教室名	とき(全8回)	対象	定員	申込期間	費用
午前テニススクール(初心者・初級・中級・中上級)	4月4日～5月23日の毎週月曜日9時15分～10時45分	高校生以上	各12人	3月13日(日)～28日(月)	8,000円
ナイターテニススクール(初心者・初級・中級・中上級)	4月4日～5月23日の毎週月曜日19時15分～20時45分	高校生以上	各12人	3月13日(日)～28日(月)	9,000円
ジュニアソフトテニススクール	4月6日～6月1日の毎週水曜日①18時～19時30分 ②19時30分～21時 ※5月4日を除く	①小学生 ②中学生	各10人	3月9日(水)～30日(水)	9,000円
ジュニアテニススクール	①4月7日～6月2日の毎週木曜日17時15分～18時45分 ※5月5日を除く ②4月2日～5月21日の毎週土曜日18時15分～19時45分	①小学1～3年生 ②小学4～6年生 ※いずれも初心者から経験3年未満の人	各12人	①3月10日(木)～31日(木) ②3月12日(土)～26日(土)	9,000円



ひとり親家庭のための「初めてのパソコン講習」

コース	とき
平日昼 全3回	4月12日・19日・26日いずれも火曜日10時～15時 ※1時間の昼休憩あり
平日夜 全6回	4月8日～26日の毎週火・金曜日18時30分～20時30分

内 マウス操作、文字入力、インターネットの使い方など **対** 県内に在住のひとり親家庭等の親、またはその子ども(独身の30歳まで)、寡婦 **定** 各10人 **費** 1,000円程度(テキスト代)

申 3月14日(月)～31日(木)に所定の申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで三重県母子・父子福祉センター(〒514-0003 桜橋二丁目131 県社会福祉会館4階、**FAX** 228-6301、**E** boshikafu@za.ztv.ne.jp)へ ※申込用紙は同センターのホームページからダウンロード、または電話で同センター(**TEL** 228-6298)へ請求

自衛官候補生など

防衛省では、令和4年度採用の自衛官候補生・一般曹候補生・一般幹部候補生・予備自衛官補を募集しています。応募資格など詳しくは、自衛隊三重地方協力本部のホームページをご覧ください。

問 同本部津募集案内所(**TEL** 224-4324)

みえ夢学園高校科目履修生

4月から1年間の科目履修生を募集します。科目は、陶芸と中国語です。

対 20歳以上 **定** 各若干人 **費** 1科目3,408円(予定)～ ※教材費が別途必要

申 3月14日(月)～16日(水)10時～17時に同校(**TEL** 226-6317)へ

スコーレ家庭教育講座

日 3月11日(金)10時～11時30分(受け付けは9時30分～) **場** 県生涯学習センター4階中研修室(県

総合文化センター内) **対** 子育て中の人 **定** 先40人 **費** 500円

申 3月7日(月)～10日(木)に電話またはEメールでスコーレ東海事務所(**TEL** 058-216-3700、**E** mie@schole.org)へ

熟年男女のふれ合い・お話し会

気の合う仲間を見つけて楽しい人生を過ごしましょう。費用など詳しくはお問い合わせください。

日 3月12日(土)11時30分～12時30分(受け付けは11時～) **場** ポルタひさい2階交流活動室C **対** 60～80歳の配偶者のいない人 ※保険証などを持参 **定** 男女各10人 **申** 久居サークルクラブ代表(**E** fuji077@yahoo.co.jp)へ

問 同クラブ代表(**TEL** 080-3623-4966)



薬を知る講座

日 3月13日(日)10時～12時 **場** 津リージョンプラザ3階第7会議室 **内** 「脳卒中を起こさないために 高血圧、高脂血症の薬について」をテーマに薬剤師による薬の効能の解説と個別相談など **定** 先20人 ※予約不要

問 津薬剤師会(**TEL** 255-4387)

①暮らしの保健室

②みかん大 よりみちカフェ

日 3月17日(木)①10時～12時 ②13時30分～15時 **場** 県立看護大学(夢が丘一丁目) **内** ①看護師・保健師による健康相談、フットケア ②看護師・保健師とのゲームやおしゃべり

問 同大学(**TEL** 233-5655)

認知症の人と家族の会 津地区つどい

認知症の人や家族介護者、専門職などが集まり、介護の悩み解決に向けて意見や情報を交換します。

日 3月12日(土)10時～12時 **場**

新町会館研修室1 **対** 認知症の人や家族介護者 **定** 30人 **費** 300円(認知症の人は無料)

申 認知症の人と家族の会三重県支部担当(**TEL** 090-6462-8365)へ

転倒予防教室

日 3月24日(木)①10時～11時 ②11時15分～12時15分 ※①②は同内容 **場** 津センターパレス地下1階市民オープンステージ **内** 転倒予防体操、講話「生きがいづくりで認知症予防」 **対** 市内に在住の65歳以上 **定** 各35人

申 津市社会福祉協議会(**TEL** 213-7111)へ



司法書士による相談会

日 3月16日(水)13時30分～16時30分 **場** 市本庁舎 **内** 相続(相続税を除く)、多重債務、金銭問題など **定** 先8人(新規優先)

申 3月8日(火)8時30分から地域連携課(**TEL** 229-3105)へ

消費生活相談

日 毎週月～金曜日9時～12時、13時～16時(祝・休日、年末年始を除く) **場** 市本庁舎3階市民交流課内 **内** 消費生活相談員による商品の購入やサービス利用などのトラブルに関する相談(電話相談も可)

問 津市消費生活センター(**TEL** 229-3313)



カウンセラー相談(面談・電話)

とき	内容
毎週火曜日(第5火曜日除く)13時～18時	面談・電話相談(予約優先)
毎月第3金曜日17時～19時	

※祝・休日、年末年始を除く

内 夫婦・親子の関係、生き方の問題など **対** 市内に在住の人

申 男女共同参画室(**TEL** 229-3103)へ

夢をかたちに

津市長 前葉 泰幸



国道23号の江戸橋・白塚口間は渋滞が激しい場所です。朝は、市中心部に向かう南行きだけでなく、三重大学病院前に右折する車が滞る北行きの双方向で車の長い列ができてしまいます。

国道の西側で中勢バイパスの工事が進む中、東側にも津市を南北に貫く道路を建設し、渋滞解消を図ろうとするのが、昭和48年に都市計画決定された河芸町島崎町線です。この県道は、津松阪海岸栗真町屋工区の堤防整備が平成23年度に事業化されたことに伴い、堤防と一体施工する三重大学東側から建設が始まりました。

■期待される「第3の江戸橋」

工事は志登茂川左岸河口付近から北に向かう形で進められていますが、南に向けて志登茂川河口に橋が架かり、国道23号江戸橋三丁目と島崎町が直接つながらなければ、江戸橋北詰交差点に車が集中する問題の解決にはなりません。津市は、この「第3の江戸橋」の実現を一貫して県に要望してきたものの、多大な事業費を要することから、県の前向きな姿勢が示されることはありませんでした。

平成28年春に堤防兼用区間1.0kmが完成した後、栗真町屋町から白塚町に向け北進する道路工事を見守る地元の方々にも、南側の志登茂川河口架橋は「夢の懸け橋」と称され、事業化はまだ先のことと受け止められていました。

そこで、津市は都市の交通体系の骨格形成に大きく影響する架橋の早期実現を目指し、平成29年夏、河芸漁港から上野地区海岸の1.2km区間に、堤防整備と一体施工する形で市道を建設することを決定しました。県のみならず市も河芸町島崎町線の整備に参画することで北進のスピードアップを図り、県に志登茂川を渡る南進架橋の着工を粘り強く求めることが最良の方策だと判断したからです。

今年度、ついに県内部で事業の優先順位の調整が行われ、橋梁区間を含む道路予備設計と路線測量、地質調査の予算が措置されました。北進を道路事業で進めながら、同時に南進を街路事業で着手する予算が確保され、「第3の江戸橋」が構想図から設計図面へと変わる局面を迎えたのです。

■発信が共感を呼ぶ

困難なプロジェクトを「夢」で終わらせないためには、事業化への意欲を力強く表明し、行動に移す必要があります。これまで、中勢バイパスの4車線化や大谷踏切の拡幅など、実現への道筋が見えない段階から、掛け声倒れとの批判も甘んじて受ける覚悟で、事業の必要性をあらゆる場面で訴えてまいりました。

声を上げることでプロジェクトへの関心が高まり、問題解決に向けた知見が集まります。市民の励ましが推進力となり、行政内部からも障害を乗り越える方策が生み出されるなど、各方面のご理解をいただいて道が開けてきたことは本当にありがたいことです。

今年、未だ構想段階にあるプロジェクトで、目標

の設定に向け広く発信していきたいのが、津駅周辺整備と大門・丸之内のまちづくりプランです。

■津駅前に好機到来

津駅周辺が現在の姿になって50年が経過しようとしています。折しも、令和2年5月の道路法の改正により、バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設が道路附属物として新たに位置付けられました。駅ロータリーのバス、タクシー乗り場を道路事業で整備し、ひいては、自家用車の送迎スペースや歩行者空間を拡張するなど、未来を見据えた再編事業に取り掛かるチャンスが訪れたことになります。

同年7月、県からお声掛けをいただき、津市も参加して「津駅周辺道路空間検討会」で議論が始まりました。今年度は、国・県・市が設置する「検討委員会」に発展し、駅東口が更なる発展を可能にする機能を備えた空間へと進化するための調査が進んでいます。県は独自に駅前通りにおける実証実験にも取り掛かりました。

津市は、国や県の駅東口における事業の地元調整に協力するにとどまらず、駅西口の再整備に向けた独自調査を同時に進めることとしました。駅西口も西部丘陵地の住宅開発に伴う利用者の増加による混雑状況の緩和や通行車両の安全確保への取り組みなどを求められています。西口の利便性の向上はもちろん、東西連携のあり方を含め、津駅が県都の玄関口にふさわしい姿になるよう、国や県との連携を深めてまいります。

■注目される大門・丸之内

大門・丸之内では、未来ビジョンづくりが始まりました。今年度から国の「官民連携まちなか再生推進事業」を活用した基礎調査を実施しています。大門・丸之内の将来像を描くため都市計画の観点から調査分析し、地権者や商店主、企業、まちづくり会社、商工会議所などの民間と行政が連携して「エリアプラットフォーム」を創設することで、まちづくりを進めようとするものです。

津都ホテル撤退後にリオ・ホテルズが進出し、現在、津センターパレスビルは改装工事の真っ最中です。4月下旬に開業予定の新しいホテルは、その斬新なデザインとおしゃれな空間に滞在すること自体を目的とする宿泊客の獲得を目指しており、大門・丸之内に新たな魅力が加わるものと期待されています。地元の皆さまからは、これを機に、まちの姿を思い切って変えていきたいというお声を頂くようになりました。

駅前整備が国土交通省の道路局所管であり、ゴールが直轄国道23号事業の実施であるのに対し、都市局の予算を頂いている大門・丸之内の事業はまちの未来の姿を描き、地域の皆さまのご希望を伺いながら、目指す土地利用の方向性を次期都市マスタープランに反映させることがゴールとなります。必要とあらば都市計画決定を変えていくことも視野に入れ、思い切った未来ビジョンを策定します。

津市の核と位置付けられている駅前と大門・丸之内のプロジェクトは、コロナ禍で社会が大きく変容する中でのスタートとなりました。細やかな情報発信を心掛け、将来を見据えたまちづくりに、より多くのご意見を頂戴しながら、広い視野と緻密な戦略をもって歩みを進めてまいります。

水道だより

私たちの暮らしの中の水道 vol.15

令和4年3月1日発行
上下水道管理課

☎237-5811 FAX 237-5819

身近にある水道について知っていただくために、水道事業の現状・課題や経営状況をシリーズでお伝えしています。今回は4月1日からの水道料金の改定と今後の事業について見ていきます。

4月1日から水道料金を改定します

津市の水道料金は、平成20年以降、実質的な改定を行わずに現行の料金体系を維持してきましたが、水道管の老朽化対策や施設の更新・耐震化等に必要な費用を賄うなど、将来に向けて安全な水道水の供給を安定的に行うため、4月1日から水道料金を改定させていただくことになりました。

水道料金は、使用水量に関係なく必要な基本料金と使った水の量に応じた従量料金の合計で、改定後の料金は以下のとおりです。

今後もより一層、経営努力を行いながら、安全・安心な水道水の安定供給に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。


基本料金(1カ月につき)


メーターの口径	現行	改定後
13mm	528円	671円
20mm	1,045円	1,331円
25mm	1,716円	2,189円
30mm	3,300円	4,224円
40mm	6,160円	7,887円
50mm	9,680円	1万2,397円
75mm	2万1,780円	2万7,885円
100mm	4万6,090円	5万9,004円
150mm	11万2,200円	14万3,616円
200mm	19万9,210円	25万4,991円
250mm	31万2,400円	39万9,872円

従量料金(1㎡につき)

使用水量	現行	改定後
1㎡以上10㎡以下	66円	83.6円
11㎡以上20㎡以下	121円	154円
21㎡以上30㎡以下	203.5円	260.7円
31㎡以上40㎡以下	220円	281.6円
41㎡以上60㎡以下	231円	295.9円
61㎡以上200㎡以下	247.5円	316.8円
201㎡以上	253円	324.5円
一時用	489.5円	627円

計画的な管路の更新・耐震化

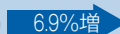

 料金改定で私たちの負担は増えるけど、どんなことをしてもらえるの？

 津市の水道には約90年の歴史があるから、多くの老朽している施設があるんだ。これらの更新や災害に強い設備にするための耐震化を、第2次津市水道事業基本計画(計画期間は平成30年度～令和9年度)に沿って進めていくよ。そのために皆さんに負担増をお願いしたんだよ。まずは管路の更新について見てみよう。



水道管路の耐震化

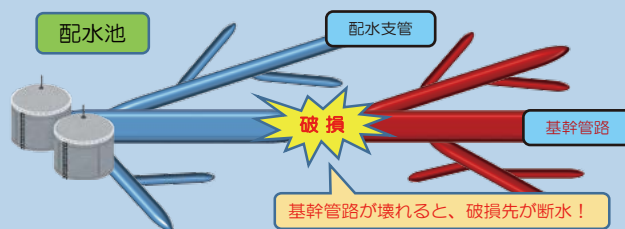
基幹管路の耐震化率

22.6%(平成29年度)  6.9%増  29.5%(令和9年度)
平成30年度～令和9年度に13kmを施工予定


基幹管路以外の耐震化率

67.0%(平成29年度)  4.4%増  71.4%(令和9年度)
平成30年度～令和9年度に98kmを施工予定


※基幹管路とは、人間の体で例えると太い血管の役割を果たしている重要な管路です。

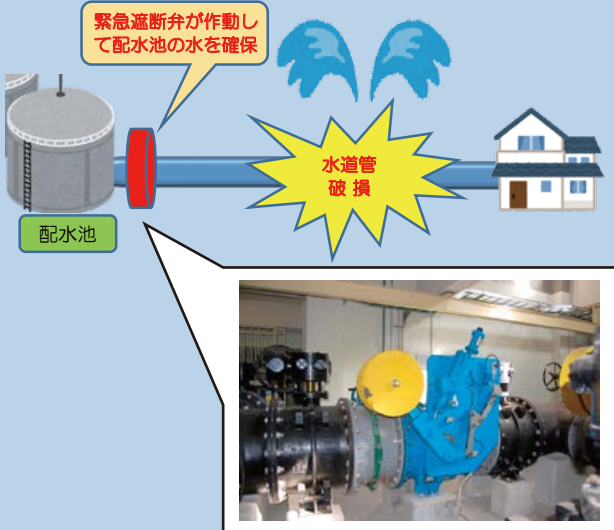


計画的な施設の更新など


 次に配水池などの災害対策の一つである緊急遮断弁の設置について見てみよう。


緊急遮断弁の設置

29力所(平成29年度)  45力所(令和9年度)
平成30年度～令和9年度に16力所の設置を予定



※緊急遮断弁とは、地震などにより水道管が折れて配水池から流れる水の量が急激に増えたことを察知して自動的に閉じる弁のことです。これにより、非常時の生活用水が確保されます。

 緊急遮断弁があれば水道管が破損してしまっても大切な水が確保されるんだね。

 これらの他にも、浄水場や配水池の耐震化や電気設備の大規模な更新などを行うんだよ。

浄水場・配水池の耐震化


久居別所浄水場や河辺配水池などの耐震補強工事を実施


浄水場の電気設備の更新

片田浄水場や高茶屋浄水場の運転制御等を担う電気設備の更新を実施



片田浄水場

 水道料金の改定によって、計画どおりに事業が進められることで、災害に強くなったり、古くなった設備を更新したりできるから、安全・安心な水道が維持されるんだね。

 今回の計画は令和9年度までだけど、これからも適切な時期に更新をしながら50年先、100年先の世代の人たちにも安心して利用できる水道を維持していく必要があるね。次回は、令和4年度にどんな事業が進められるか見ていこう。

今の水道を維持することはもちろん、50年先、100年先の世代まで安定して水道水を届け続けるのは、今を生きる私たちの責任です。

水道の使用開始・中止の届け出をお忘れなく！

水道の使用開始・中止の届け出は、引っ越しの2・3日前までに津市水道サービスセンターへ以下の必要事項をご連絡ください。

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

※祝・休日を除く

必要事項

- 水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 中止のときは料金の精算方法、転居先の住所

※水道の使用は、津市水道事業給水条例に基づく契約です。水道料金などを納期限までにお支払いいただけない場合は、給水を停止しますのでご注意ください。

水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な「口座振替」を

手続に必要なもの

- 通帳など口座番号の分かるもの
- 印鑑(金融機関届け出印)
- 水栓番号の分かるもの(「納入通知書」や「ご使用水量のお知らせ」など)

申し込み 市内の取扱金融機関または郵便局へ



問い合わせ 津市水道サービスセンター ☎237-5821 ☎239-0512